

評価対象			
事務事業名	介護保険サービス第三者評価支援	開始年度	平成 15 年度
所属	保健福祉支援部介護保険課介護事業者支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部介護保険課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	⑤ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要	
事業の目的	介護事業者が第三者評価を積極的に受審するよう支援し、介護サービスの質の向上を図るとともに、利用者が質の高いサービスを選択できる環境を整備します。
事業の対象	介護保険法第8条及び第8条の2に定める、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者
事業の概要	第三者評価の受審が義務となっていない、区内の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所を運営する法人に対し、第三者評価機関（東京都福祉サービス評価推進機構が認証）のサービス評価を受けた審査費用(上限60万円)を助成します。
根拠法令等	港区介護保険サービス第三者評価支援事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	<p>第三者評価の目的は、その評価結果や福祉サービスの利用に関する様々な情報を幅広く利用者や事業者へ情報提供するしくみを作ることにより、サービスの内容を利用者に見えるものとするとともに、サービス提供事業者の質の競い合いを促進させ、サービスの質の向上を促していくことです。</p> <p>それをふまえ、平成15年度より東京都が区市町村と連携を図り、評価制度の本格実施を開始し、現在に至っています。</p>								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 受審結果を東京福祉ナビゲーションのホームページで閲覧することにより、利用者が介護事業者を選ぶうえで参考となると考えられます。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	受審事業所数			指標2	全居宅サービス事業者数			指標3	全地域密着型サービス事業者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	13	11	84.6%	平成29年度	201	3	1.5%	平成29年度	26	8	30.8%
	平成30年度	12	11	91.7%	平成30年度	210	2	1.0%	平成30年度	26	9	34.6%
	令和元年度	15	—	—	令和元年度	208	—	—	令和元年度	24	—	—

指標から見た事業の成果
受審事業所では、横ばい、地域密着型サービスについての実績は、1事業所増えている。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 介護保険サービス第三者評価の結果を公表することで、事業の透明性を確保し、利用者が質の高いサービスを選択できます。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	4,900	9%	450	0	4,450	0	0	0	4,900	4,360	89%
	平成30年度	5,250	11%	600	0	4,650	0	0	0	5,250	4,452	85%
	令和元年度	6,750	50%	3,375	0	3,375	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
決算額全体では、金額は増えているが、事業所数全体では増えていないため、執行率としては、下がっている。
なお、令和元年度より、地域密着型サービスについては、認知症対応型共同生活介護以外の事業所に対しては、東京都の補助金が10/10から1/2の補助率となり、都の支出金が減少し、一般財源が増加しました。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 事業の透明性の確保や利用者の質の高いサービス選択に寄与しているものと考えられる。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
・「拡充」：レベルアップ
・「継続」：現状維持
・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
・「統合」：他事業と統合

介護保険サービス第三者評価は、介護サービス事業者が自らのサービス向上に役立てることが出来ます。また、受審結果を東京福祉ナビゲーションのホームページ等で介護サービス利用者が事業者を選択するうえでの参考となります。今後も、受審事業者数を増加させるために、受審事業所の港区ホームページの掲載や、事業者説明会、実地指導で案内するなど、介護事業者への周知方法を工夫していきます。

評価対象

事務事業名	介護相談員派遣等事業	開始年度	平成 13 年度
所属	保健福祉支援部介護保険課介護事業者支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部介護保険課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	22 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	5 在宅サービスを支えるサービスの充実		

事業概要

事業の目的	介護保険法に規定する介護サービスの提供の場に介護相談員を派遣し、サービス利用者の相談に 応ずることにより、サービス利用者の疑問、不満又は不安を解消することで、サービスにかかわ る苦情を未然に防止するとともに、サービスの質的な向上を図ります。
事業の対象	介護保険法に規定する介護サービス利用者
事業の概要	区民公募により選ばれた介護相談員が所定の養成研修を終了した後、下記の活動を行い施設と利 用者との「橋渡し」を行います。 <活動内容> (1) サービスに関する相談 (2) 相談員の派遣を希望する区内の事業所又は施設への訪問 (3) 派遣事業所等におけるサービスの実態把握 (4) 派遣事業所等の行事への参加 (5) 派遣事業所との意見交換 (6) サービス利用者宅への訪問 (7) 区や派遣事業所等へのサービス改善等の提言・助言 (8) その他必要な活動
根拠法令等	港区介護相談員派遣等事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・ これまでの経緯	<p>本事業は、平成13年から、介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図ることを目的とした事業です。 また、本事業は、苦情に至る事態を未然に防止する目的もあります。</p>		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎ ┌──────────────────┐ │ └──────────────────┘		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎ ┌──────────────────┐ │ └──────────────────┘		
①事業継続の必要性	◎ ┌──────────────────┐ │ └──────────────────┘		
①事業継続の必要性 評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 施設利用者の意見・要望等を把握し適宜改善に結び付けることで、施設サービスの質の向上に寄与しており、事業継続は必要です。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	相談件数			指標2	派遣回数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	2,700	2,806	103.9%	平成29年度	780	682	87.4%	平成29年度			
	平成30年度	2,800	2,356	84.1%	平成30年度	700	689	98.4%	平成30年度			
	令和元年度	2,400	—	—	令和元年度	700	—	—	令和元年度		—	—

指標から見た事業の成果
 指標は概ね目標に達しています。介護相談員が施設と利用者との「橋渡し」をすることで、利用者の意見や要望を反映させるとともに、苦情になるのを未然に防止するなど、サービスの質的向上に寄与しています。引き続き、より多くの相談にきめ細かく対応します。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		

②事業の効果性評価の理由
 (事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か)
 施設利用者の意見・要望等を施設・区に橋渡しをすることにより、苦情申立に至るほど問題が大きくなることを防止します。また、利用者等が感じる不安・不満等の解消につながるのと同時に、相談員が気軽に声がけをすることで、利用者の孤独感を解消することにも寄与します。

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	7,468	100%	7,468	0	0	0	0	0	7,468	6,716	90%
	平成30年度	7,468	100%	7,468	0	0	0	0	0	7,468	6,621	89%
	令和元年度	7,477	100%	7,477	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
 決算額では、減っているが、介護相談員数の減を考えると、経費的には、ほぼ横ばいの状態である。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		

③事業の効率性評価の理由
 (費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか)
 人件費について見直し、一定の改善を行いました。介護相談員の活動は、ボランティア活動的な要素が強く公益性があるため、港区社会福祉協議会に委託実施しており、効率性は高くなっています。

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見
 総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
 ・「拡充」：レベルアップ
 ・「継続」：現状維持
 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
 ・「統合」：他事業と統合

区民公募による介護相談員が、利用者や家族から直接不満や不安について相談に応じることに、利用者の不満や不安を逡減しています。相談員が聞き取った要望等は施設等に橋渡しするだけでなく、区の事業者に対する指導や監督に生かすことで、介護サービスの改善や質的向上にも繋がっています。本事業につきまは、継続して実施していきます。

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	面接・相談会来場者数			指標2	研修参加数			指標3	介護保険サービス事業者説明会参加事業者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	100	49	49.0%	平成29年度	860	682	79.3%	平成29年度	400	402	100.5%
平成30年度	100	37	37.0%	平成30年度	830	667	80.4%	平成30年度	400	326	81.5%	
令和元年度	100	—	—	令和元年度	830	—	—	令和元年度	400	—	—	

指標から見た事業の成果
 面接・相談会は、実際に現場で働いている人から、介護の仕事についてのミニセミナーや講演会を同時に開催し、介護の仕事への理解を深める場としても活用しているが、参加者数は伸びていない。研修等の実施は受講者の満足度も高く、介護サービスの資質の向上に寄与しています。なお、研修の回数及び参加定員については、これまでの実績を踏まえ、研修内容についても国の動向に対応できるように毎年調整しています。介護サービス事業者説明会は、1回実施し、適切に情報提供を行っていました。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
----	---------	----------------	---------

②事業の効果性	◎		
---------	---	--	--

②事業の効果性評価の理由
 (事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か)
 職層別の研修の実施後のアンケートでは、多数の人が、今後のサービス提供に生かせる役に立つ内容だったと回答しています。こうしたことから、介護サービス事業者の質の向上が図られています。

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額
平成29年度	7,494	75%	5,653	0	1,841	0	0	0	7,494	7,034	94%
平成30年度	7,513	72%	5,388	0	2,125	0	0	0	7,513	6,841	91%
令和元年度	7,256	71%	5,145	0	2,111	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
 事業費等については、介護事業者向け研修を平成28年度以降一括契約して以来、ほぼ横ばいです。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
----	---------	----------------	---------

③事業の効率性	◎		
---------	---	--	--

③事業の効率性評価の理由
 (費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか)
 中小規模の介護事業者が多いため、区が研修を開くことにより、効率よく受講できます。ただし、他課の同様の研修があるため、内容が重複しないように、調整していきます。

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見
 総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
 ・「拡充」：レベルアップ
 ・「継続」：現状維持
 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
 ・「統合」：他事業と統合

研修の機会を確保することにより、本来事業者が行わなければならないものを補強し、介護の職への定着と、介護サービスの質の向上を高め、港区の高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実が図られており、事業の継続が必要です。
 また、集団指導を兼ねた介護サービス事業者説明会によって、事業者が円滑な事業運営ができるよう情報提供を行い、介護サービスの質の向上を図ります。
 「介護(福祉)のしごと面接・相談会」については、介護事業者と就労希望者のマッチングだけでなく、雇用後の相談も行い、雇用の安定を目指していきます。

評価対象			
事務事業名	介護雇用・人材育成支援事業	開始年度	平成 29 年度
所属	保健福祉支援部介護保険課介護事業者支援係	種別	29レベルアップ
所管課長	保健福祉支援部介護保険課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	22 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	5 在宅サービスを支えるサービスの充実		

事業概要	
事業の目的	介護人材不足が深刻化する中で、安定した介護サービスを確保するために、区内介護事業所等における従事者の確保及び定着を促進します。
事業の対象	①介護従事者、就業希望者、介護事業所 ②3年以上区内の介護事業所で介護業務に従事する人
事業の概要	①港区介護保険就労支援・雇用相談等支援事業 介護事業所への就労を希望する人に対し、専門相談員が就労に関する支援を行うとともに、就労後の就労者、雇用者双方からの様々な相談を受け、就労後の定着までを支援することで、区内の介護事業所における人材不足を解消します。 (1) 就労支援 求人情報の提供、ハローワークへの同行、履歴書の書き方や面接の指導、面接への同行支援等 (2) 雇用相談 就労中の支援対象者の賃金、労働時間、安全衛生等についての相談に対するサポート等 (3) 事業者支援相談 区内介護事業者に対し、雇用関係に関する相談のサポートとして、都内相談機関等の実施する支援事業の紹介等 ②介護従事者資格取得助成事業 区内で介護サービスに従事する人を育成するために、資格取得に要した費用の一部を助成します。
根拠法令等	港区介護福祉士資格取得助成事業補助金交付要綱 港区介護職員初任者研修受講助成事業実施要綱 港区介護職員実務者研修受講助成事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価					
開始当時の背景・これまでの経緯	平成29年度より、「港区介護雇用プログラム事業」と「介護人材育成支援事業」を統合しました。人材確保のために就業支援から就業後の雇用定着までを継続的に支援し、効率的で効果的な事業運営を目指しました。				
評価	<table border="0" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td style="width:33%;">A 高い</td> <td style="width:33%;">B どちらともいえない</td> <td style="width:33%;">C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い	
A 高い	B どちらともいえない	C 低い			
評価の着眼点	<table border="0" style="width:100%;"> <tr> <td style="width:15%; text-align:center;">公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td style="width:85%; text-align:center;">◎</td> </tr> <tr> <td style="width:15%; text-align:center;">今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td style="width:85%; text-align:center;">◎</td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎				
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎				
①事業継続の必要性	◎				
①事業継続の必要性評価の理由	<p>(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか)</p> <p>①就労相談支援事業は、ハローワークと重なる部分が多いことや東京都における介護職の有効求人が約5.4人と高いことから、相談者数は事業当初から少数です。事業者からの相談数は、これまでも周知はしているものの、全くない状態です。そのため、この事業は、廃止し、新たな雇用対策事業を検討していきます。</p> <p>②介護福祉士の資格は、令和4年度以降養成機関受講のみでの資格取得ができなくなります。そのため、平成29年度以降申し込みがなく、今後も応募がほぼ見込まれないため、介護福祉士資格に対する助成は廃止します。なお、人材が不足している介護ヘルパーの確保策として、介護職員初任者研修と介護職員実務者研修の助成については、引き続き、助成事業を行っていきます。</p>				

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

」

事業の成果	指標1	相談窓口利用者数（人）			指標2	助成利用者数（人）			指標3	事業者からの相談件数（件）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	72	13	18.1%	平成29年度	27	13	48.1%	平成29年度	20	0	0.0%
平成30年度	15	9	60.0%	平成30年度	27	6	22.2%	平成30年度	20	0	0.0%	
令和元年度	15	—	—	令和元年度	17	—	—	令和元年度	20	—	—	

指標から見た事業の成果
 ①相談窓口の一般の利用者及び事業者の相談数は、減少傾向にあります。
 ②介護福祉士資格助成金利用者については、3年間の港区内の事業所勤務を条件としているのと、介護福祉士資格が、令和4年度以降専門学校卒業だけでは取得できなくなることが影響し、平成29年度以降は応募者が0となっています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		

②事業の効果性評価の理由
 （事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か）
 ①当初の計画では、相談数が毎年増加する見込みで行っていたが、実態は、当初から相談数は低く、令和元年度現在も、雇用相談が5件、事業者相談が2件です。
 ②介護福祉士資格助成は、利用者はありませんが、介護職員研修受講助成は、研修受講に伴い継続的な雇用に結び付けることができるため、一定の効果があります。

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）								決算状況（千円）	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額
平成29年度	8,629	40%	3,441	0	5,188	0	0	0	8,629	5,080	59%
平成30年度	8,629	28%	2,404	0	6,225	0	0	0	8,629	5,703	66%
令和元年度	7,532	31%	2,299	0	5,233	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
 ①事業費は、都支出金で100%まかなわれています。
 ②介護福祉士の資格取得制度改正の結果、介護福祉士の資格助成制度の利用者は平成29年度以降は0です。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		

③事業の効率性評価の理由
 （費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか）
 ①費用に対する相談数をみると、費用対効果は低いです。
 ②介護福祉士資格については、制度改正に伴い令和4年度以降養成機関受講のみでは資格取得ができなくなるため、直近3年間では実績がありません。今後もこうした状況が続くと考えられるため、この助成事業は廃止します。人材が不足している介護ヘルパー職の確保のために、介護職員初任者研修と介護職員実務者研修に対する助成事業は、必要と考えています。

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見
 総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。
 ・「拡充」：レベルアップ
 ・「継続」：現状維持
 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む）
 ・「統合」：他事業と統合

①本事業開始当時の予想に反して、費用対効果が低く、今後、その効果が上がる見込みが薄い
 ため、来年度以降、事業者へのアンケート調査を行い、新規事業を考えていきます。
 ②介護福祉士資格の助成金は利用者ニーズがなくなってきたため廃止します。介護職員初任者
 研修と介護職員実務者研修の助成は、今後も利用者ニーズが見込まれるため継続していきま
 す。

このまま、②の事業継続だけで、介護雇用・人材育成支援事業として残すと単に事業が縮小
 し、後退しただけであるという印象を受けてしまいます。
 一方、介護雇用・人材育成事業は、介護サービス事業者振興事業の性格も有しています。こ
 の事業の中には、人材育成の性格をもった事業者向け研修や介護雇用の性格をもった介護のし
 ご面談・相談会のような事業が存在するため、介護職員初任者研修と介護職員実務者研修の
 助成については、この中に統合し、一体的に運営していきます。

評価対象

事務事業名	介護保険サービス利用者負担額助成	開始年度	平成 13 年度
所属	保健福祉支援部介護保険課介護給付係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部介護保険課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要

事業の目的	区の独自制度で、低所得の介護保険サービス利用者に対し、利用者負担の軽減を図ることを目的とします。
事業の対象	次のすべての要件を満たす者 ①本人及び世帯全員が住民税非課税であって、本人の合計所得及び課税年金収入額の合計が80万円を超える。②世帯の預貯金や国債・株券などの総額が500万円以下 ③住居以外に不動産等の資産を持っていない。④住民税が課税されている親族等に扶養されていない。⑤介護保険料を滞納していない。
事業の概要	住民税非課税世帯であって、対象者の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円を超える者が介護サービスを利用した場合、一月の利用者負担額が1万5000円を超え2万4600円以下の部分の1/2の額を助成します。
根拠法令等	港区介護保険サービス利用者負担額助成事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	平成16年度から19年度は助成件数が年々増加しており、最大のピークは平成19年度790件でした。その後は年々減少しています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 後期高齢者人口の増加に伴い、低所得の要介護・要支援者についても増加が見込まれます。 低所得者対策として介護保険サービスの利用料負担の助成制度は今後も必要です。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	助成件数（単位：件）			指標2	助成額（単位：千円）			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	396	300	75.8%	平成29年度	1,664	1,235	74.2%	平成29年度			
	平成30年度	384	231	60.2%	平成30年度	1,621	845	52.1%	平成30年度			
	令和元年度	324	—	—	令和元年度	1,329	—	—	令和元年度			
指標から見た事業の成果		助成件数、助成額ともに減少していますが、当事業を実施することにより、低所得者の経済的負担が軽減され、利用者負担が減ります。										
評価		A 高い			B どちらともいえない			C 低い				
②事業の効果性		◎										
②事業の効果性評価の理由		（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 当事業を実施することにより、低所得者の経済的負担が軽減され、利用者負担が減ります。経済的理由で介護保険サービスの利用をためらうことなく、必要な人に必要なサービス提供につながっています。										

③事業の効率性に係る評価

		予算状況の内訳（千円）									決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
		平成29年度	1,924	100%	1,924	0	0	0	0	0	1,924	1,643
	平成30年度	1,651	100%	1,651	0	0	0	0	0	1,651	874	53%
	令和元年度	1,360	100%	1,360	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況		介護保険事業計画で定めた認定者数やサービス受給者数の動向と直近の事業実績を合わせて予算規模を精査し、事業を継続しています。										
評価		A 高い			B どちらともいえない			C 低い				
③事業の効率性		◎										
③事業の効率性評価の理由		（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 助成件数や助成金額ともに減少していますが、低所得者対策として必要な事業ですので、今後も事業を継続します。										

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る
所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む）
- ・「統合」：他事業と統合

当事業により、経済的理由で介護保険サービスの利用をためらう人が、安心して介護保険サービスを利用することができます。より多くの人々が安心して介護保険サービスを利用できるよう、周知方法を工夫し継続していきます。

No 190

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	ホームヘルプサービス等利用者負担助成	開始年度	平成 18 年度
所属	保健福祉支援部介護保険課介護給付係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部介護保険課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要

事業の目的	区の独自制度で、訪問介護（ホームヘルプ）などの介護保険サービスを利用する低所得者に対し、利用者負担金の一部を助成することにより、居宅による介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とします。
事業の対象	次のすべての要件を満たす者 ①本人及び世帯全員が住民税非課税であること。②世帯の預貯金や国債・株式などの総額が500万円以下であること。③住居以外に不動産等の資産を持っていないこと。④住民税が課税されている親族等に扶養されていないこと。⑤介護保険料を滞納していないこと。
事業の概要	次の対象サービスの利用者負担額を10%から3%に軽減します。 ① 訪問介護、② 訪問看護、③ 訪問型サービス、④ 介護予防訪問看護、⑤ 夜間対応型訪問介護、⑥ 訪問入浴介護、⑦ 介護予防訪問入浴介護、⑧ 訪問リハビリテーション、⑨ 介護予防訪問リハビリテーション、⑩ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
根拠法令等	港区介護保険ホームヘルプサービス等利用者負担金助成事業実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	助成件数及び金額は、平成18年度以降緩やかに減少しています。平成30年度の実績は件数、金額ともに平成18年度の約半分になっています。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 後期高齢者人口の増加に伴い、低所得の要介護・要支援者についても増加が見込まれます。低所得者対策として介護保険サービスの利用料負担の助成制度は今後も必要です。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	助成件数（単位：件）			指標2	助成額（単位：千円）			指標3	達成率		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	1,500	1,214	80.9%	平成29年度	7,950	6,480	81.5%	平成29年度			
	平成30年度	1,440	1,156	80.3%	平成30年度	7,488	6,206	82.9%	平成30年度			
	令和元年度	1,320	—	—	令和元年度	7,128	—	—	令和元年度			
指標から見た事業の成果	助成件数、助成額ともに減少していますが、当事業を実施することにより、低所得者の経済的負担が軽減され、利用者負担が減ります。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 当事業を実施することにより、低所得者の経済的負担が軽減され、利用者負担が減ります。経済的理由で介護保険サービスの利用をためらうことなく、必要な人に必要なサービス提供につながっています。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）									決算状況（千円）	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	8,030	100%	8,030	0	0	0	0	0	8,030	7,231	90%
	平成30年度	7,567	100%	7,567	0	0	0	0	0	7,567	6,283	83%
	令和元年度	7,216	100%	7,216	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	介護保険事業計画で定めた認定者数やサービス受給者数の動向と直近の事業実績を合わせて予算規模を精査し、事業を継続しています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 助成件数や助成金額ともに減少していますが、低所得者対策として必要な事業ですので、今後も事業を継続します。											

**【ステップ3】
総合評価**

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む）
- ・「統合」：他事業と統合

当事業により、経済的理由で介護保険サービスの利用をためらう人が、安心して介護保険サービスを利用することができます。より多くの人々が安心して介護保険サービスを利用できるよう、周知方法を工夫し継続していきます。

評価対象			
事務事業名	介護保険高額介護サービス費等資金貸付	開始年度	平成 12 年度
所属	保健福祉支援部介護保険課介護給付係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部介護保険課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(22) 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する		
施策名	⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要	
事業の目的	港区介護保険の被保険者に対し、保険給付が行われるまでの間、高額介護サービス費等資金を貸し付けることにより、必要なサービス等の利用を促進し、被保険者の福祉の増進を図ることを目的とします。
事業の対象	貸し付けの対象となる保険給付：①高額介護サービス費②居宅介護福祉用具購入費③居宅介護住宅改修費④高額介護予防サービス費⑤介護予防福祉用具購入費⑥介護予防住宅改修費
事業の概要	<p>港区の介護保険の被保険者で、次に掲げる要件を備えている場合に、保険給付の支給見込み額の範囲内で貸付を受けることができます。</p> <p>①当該被保険者が、上記保険給付を受ける見込みがあること。</p> <p>②当該保険給付に係る居宅サービス等に要する費用について、他の法令等の規定による負担が行われないこと。</p> <p>③当該被保険者が、居宅サービス計画を作成してあること。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りでない。</p>
根拠法令等	<p>港区介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例</p> <p>港区介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例施行規則</p>

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価	
開始当時の背景・これまでの経緯	<p>制度発足時から平成18年度までは毎年度実績がありました。（ピークは平成18年度22件、2,237千円）</p> <p>平成19年度以降今日まで貸付実績がありません。</p>
評価	<p>A 高い</p> <p>B どちらともいえない</p> <p>C 低い</p>
評価の着眼点	<p>公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）</p> <p>今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）</p>
①事業継続の必要性	
①事業継続の必要性評価の理由	<p>（歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか）</p> <p>被保険者が保険給付費全額を支払うことなく、本人負担分のみの支払いでサービス利用できる受領委任払い制度を平成19年度から導入して以来、②居宅介護福祉用具購入費③居宅介護住宅改修費⑤介護予防福祉用具購入費⑥介護予防住宅改修費は、今日まで案件が発生しておりません。また、①高額介護サービス④高額介護予防サービス費については、制度発足以来一度も案件が発生しておりません。</p>

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	助成金額（単位：千円）			指標2	助成件数（単位：件）			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	1	0	0.0%	平成29年度	1	0	0.0%	平成29年度			
	平成30年度	1	0	0.0%	平成30年度	1	0	0.0%	平成30年度			
	令和元年度	1	—	—	令和元年度	1	—	—	令和元年度			
指標から見た事業の成果	平成29年度から事業予算は、科目存置（1千円）としています。実績はありません。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性												
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か）社会的に介護保険制度が浸透し、また、本人負担分のみの支払いでサービス利用できる受領委任払い制度ができたことから、事前に同貸付を受けて、介護サービスを利用する受給者は10年以上いません。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）									決算状況（千円）	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	1	100%	1	0	0	0	0	0	1	0	0%
	平成30年度	1	100%	1	0	0	0	0	0	1	0	0%
	令和元年度	1	100%	1	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	事業費はありません。（科目存置のみです。）											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
③事業の効率性												
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか）介護保険制度発足時から平成18年度までは利用実績がありました。平成19年度に、介護サービス利用時に全額自己負担が発生することがなく、介護サービスを利用できる受領委任払い制度が始まり本事業の利用実績がなくなったことを踏まえると事業実施の効率性は薄いです。											

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ○ 継続 ○ 改善 ○ 統合 ● 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。

- ・「拡充」：レベルアップ
- ・「継続」：現状維持
- ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む）
- ・「統合」：他事業と統合

介護保険制度改正に伴う平成30年8月からの介護サービス利用時の利用者負担割合3割が新設された状況の変化を受け、本事業の需要を見込んでいました。それ以降現在に至るまで本事業の貸付申請や問い合わせがないことを踏まえ、区民ニーズはないと考えております。

また、低所得者については、令和元年度から介護保険料の更なる軽減や従来からホームヘルプサービス等利用者負担助成事業を実施しており、軽減措置を行っていることから本事業の廃止は可能と考えております。